

静岡産業大学特待生規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、静岡産業大学入学時に学業、スポーツまたはその他の分野において極めて優秀、かつ、品行方正な学生を選考してこれを特待生とし、もって人材の育成に寄与することを目的とする。

(種 類)

第2条 特待生の種類及び免除額は、次のとおりとする。

- (1) 新入生特待生S 授業料年額 全額免除
- (2) 新入生特待生A 授業料年額 40万円免除
- (3) 新入生特待生B 授業料年額 20万円免除
- (4) 新入生特待生C 授業料年額 10万円免除
- (5) 特別特待生 入学金・授業料・施設設備費 全額免除

2 新入生特待生のうち、学業成績優秀な者を学業特待生、スポーツ成績優秀な者をスポーツ特待生と称する。また、スポーツ特待生を、本学強化スポーツクラブ（以下「強化クラブ」という。）において活動する強化クラブ推薦型、本学強化クラブ以外の競技において活動するトップアスリート型に分類する。

3 スポーツ科学部の特別特待生については、第1項第5号に規定する免除額に加えて、実習費及びスポーツ研究実験費も免除する。

(総額及び人数)

第3条 前条第1項に規定する特待生の各年度免除額の総額は、前年度入学者の8%程度に新入生特待生Aの免除額を乗じて算出する。

2 前項により算出した総額の範囲内で各年度に選考する特待生の人数を決定する。

(期 間)

第4条 特待生の免除の期間は、入学時から4年間とする。ただし、1年ごと審査を行い、継続を決定する。

第2章 新入生特待生

(新入生特待生の選考)

第5条 新入生特待生は、各学部特待生を対象とした入学試験を受験した者のうちから、

第6条（新入生特待生の選考基準）に従い、全学入試委員会が選考を行い、学長が決定す

る。

(新入生特待生の選考基準)

第6条 新入生特待生の選考基準は、次のとおりとする。

(1) 学業特待生は、入学試験において優秀な者のうちから、次の基準により選考する。

新入生特待生 S 原則として受験科目の得点合計の85%を超えた者のうち、
得点上位者より選考

新入生特待生 A
新入生特待生 B
新入生特待生 C } 原則として受験科目の得点合計の70%を超えた者のうち、
得点上位者より選考

(2) スポーツ特待生(強化クラブ推薦型)は、本学強化クラブの監督、部長からの推薦を受け、本学入学後、強化クラブにおいて競技を継続できる者のうちから、次の基準により選考する。

新入生特待生 S 全国大会において特に優秀な成績を収めた者のうち、本学強化クラブの監督、部長が本学に特別に必要と認めた者

新入生特待生 A 全国大会において優秀な成績を収めた者またはこれに準ずる者

新入生特待生 B 地区大会において優秀な成績を収めた者またはこれに準ずる者

新入生特待生 C 都道府県大会において優秀な成績を収めた者またはこれに準ずる者

(3) スポーツ特待生(トップアスリート型)は、本学強化クラブ以外の競技において活躍する者で、スポーツ振興部長の推薦を受け、本学入学後、競技を継続できる者のうちから、次の基準により選考する。

新入生特待生 S 全国大会において特に優秀な成績を収めた者のうち、本学が特別に必要と認めた者

新入生特待生 A 全国大会において優秀な成績を収めた者またはこれに準ずる者

新入生特待生 B 地区大会において優秀な成績を収めた者またはこれに準ずる者

新入生特待生 C 都道府県大会において優秀な成績を収めた者またはこれに準ずる者

2 スポーツ特待生の選考に関して必要な事項は、別に定める。

(新入生特待生の継続)

第7条 学業特待生の継続は、次の各号の基準をすべて満たす者について、学生委員会が審査を行い、当該学部教授会の議を経て、学長が決定する。

(1) 前年度までの修得単位数が2年次生にあつては22単位以上、3年次生にあつては62単位以上、4年次生にあつては93単位以上であること

(2) 各年次に履修した科目の2分の1以上の成績がSまたはAであること

2 学業特待生が留学した場合の継続については、前項の規定にかかわらず、教務委員会

において留学中の単位修得状況を審査した後、学生委員会において本学在学中の成績と合わせて個別に審査し、当該学部教授会の議を経て、学長が決定する。

- 3 スポーツ特待生（強化クラブ推薦型）の継続は、所属する強化クラブの監督、部長が記載する調査書（様式第1号）により、優秀と認められた者について、学生委員会が審査を行い、当該学部教授会の議を経て、学長が決定する。
- 4 スポーツ特待生（トップアスリート型）の継続は、スポーツ振興部長が記載する調査書（様式第1号）により、優秀と認められた者について、学生委員会が審査を行い、当該学部教授会の議を経て、学長が決定する。
- 5 前4項の場合において、免除の種類の変更は行わない。
- 6 スポーツ特待生の継続に関して必要な事項は、別に定める。

（免除方法）

第8条 免除は、前期及び後期の年2回に分けてそれぞれ2分の1ずつ行う。

（新入生特待生の取り消し）

第9条 新入生特待生が次の各号の一に該当したときは、その翌期から免除を取り消す。

- (1) 休学または長期にわたって欠席したとき
- (2) 性行が不良となったとき
- (3) 懲戒処分を受けたとき
- (4) 転学部が許可されたとき
- (5) スポーツ特待生（強化クラブ推薦型）にあつては、所属する強化クラブを退部したとき及び所属する強化クラブの監督、部長が特待生として不適格であると認め、学部長が承認したとき
- (6) スポーツ特待生（トップアスリート型）にあつては、競技を継続できなくなったとき及びスポーツ振興部長が特待生として不適格であると認め、学部長が承認したとき
- (7) その他特待生として適当でないと認められたとき

- 2 免除の取り消しは、当該学部教授会の議を経て、学長が決定する。

第3章 特別特待生

（特別特待生の選考）

第10条 特別特待生候補者として本学の入学試験を受験する場合は、全学入試委員会が選考を行い、大学協議会の議を経て学長が決定した後、特別特待生候補者承認願（様式第2号）により、理事長の承認を得なければならない。

- 2 前項により承認を得て本学の入学試験を受験した者のうちから、第11条（特別特待生

の選考基準)に従い、全学入試委員会が選考を行い、特別特待生として学長が決定する。

(特別特待生の選考基準)

第 11 条 特別特待生の選考基準は、次のとおりとし、本学強化クラブの監督、部長またはスポーツ振興部長等による推薦がなくてはならない。

(1) スポーツ分野(強化クラブ推薦型)においては、全国トップレベルの実績を持ち、リーダーシップ、統率力を兼ね備え、本学入学後、強化クラブにおいて競技を継続できる者

(2) スポーツ分野(トップアスリート型)においては、全国トップレベルの実績を持ち、リーダーシップ、統率力等を兼ね備え、本学入学後、競技を継続できる者

(3) その他の分野においては、特出した能力、特技を有し、本学の発展に寄与することができる者

(特別特待生の継続)

第 12 条 特別特待生の継続は、本学強化クラブの監督、部長またはスポーツ振興部長等が記載する調査書(様式第 1 号)により、優秀と認められた者について、学生委員会が審査を行い、当該学部教授会及び大学協議会の議を経て、学長が決定する。

(特別特待生の取り消し)

第 13 条 特別特待生が次の各号の一に該当したときは、その翌期から免除を取り消す。

(1) 休学または長期にわたって欠席したとき

(2) 性行が不良となったとき

(3) 懲戒処分を受けたとき

(4) 転学部が許可されたとき

(5) スポーツ分野(強化クラブ推薦型)の特待生にあつては、所属する強化クラブを退部したとき及び所属する強化クラブの監督、部長が特待生として不適格であると認め、学部長が承認したとき

(6) スポーツ分野(トップアスリート型)の特待生にあつては、競技を継続できなくなったとき及びスポーツ振興部長が特待生として不適格であると認め、学部長が承認したとき

(7) その他特待生として適当でないと認められたとき

2 免除の取り消しは、当該学部教授会及び大学協議会の議を経て、学長が決定する。

第4章 その他

(庶務)

第14条 特待生に関する庶務は、学生支援課が行う。

(改正)

第15条 この規程の改正は、大学協議会の議を経て理事長が行う。

附則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条(選考)第2項、第3条(新入生特待生の免除額等)及び第4条(新入生特待生の選考基準)の規定については、平成20年度以降に入学する者から適用する。
- 2 この規程の施行に伴い、「静岡産業大学学業特待生規程(平成18年4月1日施行)」、「静岡産業大学スポーツ特待生規程(平成18年4月1日施行)」及び「静岡産業大学「静岡学園高等学校卒業生特待生」規程(平成12年12月1日施行)」は平成18年度末をもって廃止し、「静岡産業大学特待生規程(平成11年10月1日施行)」は、平成21年度末をもって廃止する。

附則

この規程の改正は、平成19年4月1日から適用する。

附則

この規程の改正は、平成21年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程の改正は、平成22年5月26日から施行する。
- 2 この規程の改正に伴い、「静岡産業大学在学学生特待生の選考及び新入生特待生の継続に関する細則(平成19年4月1日施行)」は平成21年度末をもって廃止し、「静岡産業大学特別特待生規程(平成18年4月1日施行)」は平成25年度末をもって廃止する。

附則

この規程の改正は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規程の改正は、平成23年4月27日から施行する。

附則

この規程の改正は、平成23年4月1日から適用する。

附則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和2年9月30日から施行する。ただし、令和3年度以降に入学する者から適用する。

附 則

この規程の改正は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、令和6年9月1日から適用する。

調 査 書

在籍学部 学 部 学籍番号 氏 名

特別特待生 全額免除 (授業料、施設設備費、実習費、スポーツ研究実験費) ※該当するものに○をつける。

新入生特待生 授業料年額 万円免除

在学生特待生 授業料年額 万円免除 クラブ・競技等

1 年 終 了 時		判 定 結 果	
所 見	活動状況について		
	学生生活について		
	その他 (人間性・人物像等)		
年 月 日		強化クラブ監督・部長、スポーツ振興部長等氏名	
		印	
2 年 終 了 時		判 定 結 果	
所 見	活動状況について		
	学生生活について		
	その他 (人間性・人物像等)		
留年の有無 [有 ・ 無]			
年 月 日		強化クラブ監督・部長、スポーツ振興部長等氏名	
		印	
3 年 終 了 時		判 定 結 果	
所 見	活動状況について		
	学生生活について		
	その他 (人間性・人物像等)		
年 月 日		強化クラブ監督・部長、スポーツ振興部長等氏名	
		印	

